

様式第17号（第16条関係）

軽微変更証明

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第11条の規定による
建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明)

- 1 建築物の用途
(該当する□にレを記入) 一戸建て住宅 一戸建て住宅以外の住宅
 工場等のみ 工場等のみの場合以外の非住宅
- 2 計画の評価方法
(該当する□にレを記入) 住宅部分：
 仕様基準 仕様・計算併用法 標準計算法
非住宅部分：
 モデル建物法 標準入力法等
- 3 手数料額

計画の種類 (該当する□にレを記入)		適合証等がある場合		適合証等がない場合	
<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅	m ²	別表第2 129(1)のア 円(a)		別表第2 129(2)のア 円(A)	
<input type="checkbox"/> 一戸 建て住宅 以外の建 築物	住宅部分の床 面積の合計	m ²	別表第2 129(1)のイの (ア) 円(b)	別表第2 129(2)のイの (ア) 円(B)	
	住戸の数が一 である複合建 築物の住宅部 分の床面積 の合計	m ²	別表第2 129(1)のア 円(c)	別表第2 129(2)のア 円(C)	
	工場等のみの 場合の床面積 の合計	m ²		別表第2 129(2)のイの (イ) 円(D)	
	非住宅部分の 床面積の合計	m ²	別表第2 129(1)のイの (イ) 円(e)	別表第2 129(2)のイの (ウ) 円(E)	
	計		(b) + (e) 又は (c) + (e) 円	(B) + (E)、 (C) + (E) 又は(D) + (E) 円	

合計 _____ 円

(注意)

- 「適合証等」とは、三鷹市建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第16条第4項各号に規定する図書をいう。
- 「別表」とは、三鷹市手数料条例別表を指す。